

生息地等保護区の概要（平成10年6月15日指定）

| | |
|--------------|--|
| 名 称 | うえくすくだけ 宇江城岳キクザトサワヘビ生息地保護区 |
| 所 在 地 | 沖縄県島尻郡仲里村及び具志川村 |
| 面 積 | ・生息地保護区：600ha ・うち管理地区：255ha |
| 予定地の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・久米島は、沖縄本島の西方約100kmに位置している。島の北部と南部に山塊があり、保護区指定地は、北部の宇江城岳を中心とする地域である。宇江城岳の周辺は、台地が広がっており、スダジイ群落が発達しており、山麓部にはリュウキウマツやリュウキウチクなど代償植生が見られる。 ・宇江城岳一帯は島の水源地とされており、山腹部には取水用のダムが設置されている。宇江城岳を源流とする白瀬川は島内最長の河川である。 ・指定地の大部分は村有地であり、水源涵養林として管理されており、周辺には農地も見られる。 |
| 保護に関する指針（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・キクザトサワヘビは、水環境への依存度が極めて高いことから、溪流、沢等の水質を適切に保つとともに、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要。 ・水面の埋立て、水量の変更、工作物の設置等の各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮する必要がある。 |

【参考】

* 生息地等保護区

環境庁長官は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある地域であって、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる（種の保存法第36条第1項）。

* 生息地等保護区における規制

工作物の設置、土地の形質の変更、水面の埋立てなどの行為を、管理地区では許可制、それ以外の区域（監視地区）では届出制により規制する。

* 既に指定されている生息地等保護区（5ヶ所）

- はんだ
・羽田ミヤコタナゴ生息地保護区（栃木県大田原市） 平成6年12月26日指定
- ・北岳キタダケソウ生育地保護区（山梨県中巨摩郡芦安村） 平成6年12月26日指定
- やまさこ
・山迫ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町） 平成8年6月3日指定
- きたおぼさま
・北伯母様ハナシノブ生育地保護区（熊本県阿蘇郡高森町） 平成8年6月3日指定
- いむたいけ
・藺牟田池ベッコウトンボ生息地保護区（鹿児島県薩摩郡祁答院町）
けどういん
平成8年6月3日指定